

平成25年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会議事概要

【協議事項】

I 平成24年度の進捗状況の点検について

1 動物愛護管理推進計画の取組状況

- 平成24年度は関係団体、関係行政機関等で多くの取組み（資料1）を実施しており、平成25年度も推進計画の各施策に沿った取組みを充実・強化して実施することとした。

2 平成24年度動物愛護管理業務実績

(1) 犬・猫の保護等

数値目標

指標	目標（29年度）	24年度	18年度	18年度比
動物の致死処分数	50%減少	7,175頭	13,117頭	54.7%

※ 平成18年度実績を基準値とする。

- 致死処分数は基準値と比べて54.7%に減少しており、順調に減少している。これは、普及啓発の取組みの効果が現れ、終生飼養の責務など動物愛護管理の考え方方が徐々に浸透しているからと思われる。
- 引取りの有料化を実施した県、呉市及び広島市においてはその効果が認められ、所有者からの犬・猫の引取り数が減少した。
- しかし、譲渡・返還数については平成22年度から足踏み状態である。今後、取組みを強化していく必要がある。

(2) 犬・猫等の苦情件数

数値目標

指標	目標（29年度）	24年度	18年度	18年度比
犬・猫等の苦情件数	25%減少	2,245件	3,164件	71.0%

※ 平成18年度実績を基準値とする。

- 苦情件数は、基準値と比べて71.0%に減少し、昨年度に引き続き目標値に達した。
- 全苦情件数は減少しているが、ねこの「給餌による迷惑」の苦情は18年度比で約4倍に増加している。餌やり防止が数を減らす効果があることは平和公園のハトの事例等から明らかであるので、餌やり防止の啓発等に取り組んでいく必要がある。

(3) 行方不明犬・猫の届出件数等

- 県内で、毎年1,000頭以上が迷子になっており、約半数が飼主のもとへ帰ることができない。これは飼主が鑑札、名札の装着など所有明示を行わないことが原因と考えられる。
- 行方不明の犬・猫の発見率は、平成24年度は約45%であるが、発見しても報告がないものもあり、実態はもう少し高いと思われる。

(4) 犬による咬傷事故の件数及び事故の状況

- 咬傷事故件数は、18年度と比べると49.5%に減少している。

3 平成24年度犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（参考）

- 狂犬病予防注射接種率は70.9%で、狂犬病の蔓延を防止できる接種率70%以上（WHOの指針）は超えている。
- 接種率の低い市町もあることから、登録の整理を徹底することと、さらに、予防注射の啓発推進を地道に行っていくことが必要である。

II 広島県動物愛護管理推進計画における計画の見直しについて

- 推進計画の見直しについては、環境省の基本指針が改正されてから作業に入る。内容は国の指針を踏まえたものとする。

III さらなる殺処分数減少へ向けての取組について

- 所有者からの引取り方法の見直しを行う。見直しを行うに当たっては、定点を管理する市町への説明、県民への周知を十分行ってから、対応していくこととする。
- 県内各動物愛護センター間での譲渡に関する情報の共有、動物愛護団体等への団体譲渡の推進、ホームページの返還・譲渡情報の充実など譲渡・返還に関する取組みを強化する。
- 犬猫の所有者責務の普及啓発の推進、動物愛護教育の推進など普及啓発の取組を強化する。
- 当協議会に作業部会を設け、殺処分減少に向けた取組について検討する。